



茨城県報

第 1 5 8 9 号

平成16年 7 月29日

木 曜 日

目 次

規 則	ページ
(公 安 委 員 会)	
交番，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則.....	2
告 示	
青少年に有害な興業の指定（女性青少年課）.....	4
介護機関の指定（厚生指導課）.....	4
介護機関の変更（厚生指導課）.....	6
指定居宅サービス事業者の指定（高齢福祉課）.....	6
指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉課）.....	8
指定施設サービス事業者の指定（高齢福祉課）.....	9
大規模小売店舗の変更の届出（3件）（中小企業課）.....	9
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（4件）（中小企業課）.....	12
茨城県土地改良事業補助金交付要項の一部改正（農村計画課）.....	22
道路の区域の変更（3件）（道路維持課）.....	33
事業計画の変更の認可（2件）（下水道課）.....	34
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し（2件）（県税事務所）.....	35
土地改良事業の適当決定（土地改良事務所）.....	35
(選挙管理委員会)	
選挙管理委員会第8回定例会の招集.....	36
公 告	
平成16年度砂利採取業務主任者試験（産業技術課）.....	36
家畜伝染病の発生及び転帰の報告（畜産課）.....	40
県営土地改良事業計画（2件）（農村計画課）.....	40
県営土地改良事業計画の変更（農村計画課）.....	40
公共測量の実施（用地課）.....	41
建築基準法第86条の2第1項の規定による一団地の認定（建築指導課）.....	41
開発行為の工事完了（3件）（建築指導課）.....	41
道路の位置の指定（3件）（建築指導課）.....	42

規 則

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第 7 号

交番，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 7月29日

茨城県公安委員会委員長 西 野 虎 之 介

交番，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則

交番，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則（昭和35年茨城県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 (1)水戸の項中

水戸駅前交番	水戸市宮町一丁目 1 番 1号	水戸市梅香一，二丁目，備前町，南町一，二，三丁目，大町一，二，三丁目，北見町，宮町一，二，三丁目，三の丸一，二，三丁目，水府町，千波町（南台），青柳町，柳河町，根本町一丁目	を
--------	--------------------	--	---

水戸駅北口交番	水戸市宮町一丁目 1 番 1号	水戸市梅香一，二丁目，備前町，南町一，二，三丁目，大町一，二，三丁目，北見町，宮町一（常磐線北側），二，三丁目，三の丸一，二，三丁目，水府町，千波町（南台），青柳町，柳河町，根本町一丁目	に，
---------	--------------------	---	----

城南交番	水戸市城南一丁目 3 番 10号	水戸市城南一，二，三丁目，柵町一，二，三丁目，桜川一，二丁目，中央一，二丁目，白梅一，二，三，四丁目，千波町（舟付，払沢，福沢），元吉田町（国道50号線北側），宮内町，元台町	を
------	---------------------	---	---

水戸駅南口交番	水戸市桜川一丁目 2 番	水戸市城南一，二，三丁目，柵町一，二，三丁目，宮町一丁目（常磐線南側），桜川一，二丁目，中央一，二丁目，白梅一，二，三，四丁目，千波町（舟付，払沢，福沢），元吉田町（国道50号線北側），宮内町，元台町	に
---------	--------------	--	---

改める。

別表第 2 (1)下館の項中

下館駅前交番	下館市田中町丙161番地の1	下館市八丁, 本城町, 岡芹, 菅谷, 西谷貝, 外塚, 泉町, 西町, 荒町, 南町, 新花町, 東町, 田中町, 下岡崎, 鷹場町, 塚原, 下中山, 金井町, 市野辺, 横島, 直井, 金丸, 田町, 旭町, 稲野辺, 稲荷町, 末広町, 春日町, 桜町, 大町, 栄町, 十軒町, 根岸町, 薬師町, 富士見町, 二木成, 一本松, 鎌田, 玉戸本田, 石原, 谷中, 中館 (中館下, 中館中), 川澄, 小林, みどり町一, 二丁目	を
--------	----------------	--	---

下館駅前交番	下館市田中町丙161番地の1	下館市八丁, 本城町, 岡芹, 菅谷, 西谷貝, 外塚, 泉町, 西町, 荒町, 南町, 新花町, 東町, 田中町, 下岡崎, 鷹場町, 塚原, 下中山, 金井町, 市野辺, 横島, 直井, 金丸, 田町, 旭町, 稲野辺, 稲荷町, 末広町, 春日町, 桜町, 大町, 栄町, 十軒町, 根岸町, 薬師町, 富士見町, 二木成, 一本松, 鎌田, 玉戸本田, 石原, 谷中, 中館 (中館下, 中館中), 川澄, 小林, みどり町一, 二丁目, 下岡崎一, 二, 三丁目	に
--------	----------------	--	---

改める。

別表第 2 (2)下館の項中

養蚕駐在所	下館市大字蕨	下館市成田, 島, 蕨, 上川中子, 川連, 徳持, 大塚, 深見, 茂田, 野田, 西榎生, 東榎生	を
-------	--------	---	---

養蚕駐在所	下館市大字蕨	下館市成田, 島, 蕨, 上川中子, 川連, 徳持, 大塚, 深見, 茂田, 野田, 西榎生, 東榎生, 西石田, 榎生一丁目	に,
-------	--------	---	----

大田駐在所	下館市大字西方	下館市幸町一, 二, 三丁目, 西方 (鎌田を除く。), 野殿, 下野殿, 嘉家佐和, 飯田	を
-------	---------	--	---

大田駐在所	下館市大字西方	下館市幸町一, 二, 三丁目, 西方 (鎌田を除く。), 野殿, 下野殿, 嘉家佐和, 飯田, 旭ヶ丘	に
-------	---------	---	---

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2(1)水戸の項の改正規定は、平成16年 7月30日から施行する。

 告 示

茨城県告示第1097号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成16年 7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	種類	題 名	配 給 会 社
2 1 4 4	映画	痴漢電車 指使い感じちゃう	オーピー映画
2 1 4 5	映画	飼育のレズ部屋 - 熟れすぎた恭子 -	新日本映像
2 1 4 6	映画	新日本映像ニュース 飼育レズの部屋 - 熟れすぎた恭子 -	オーピー映画
2 1 4 7	映画	絶倫69歳 和服新妻の初夜	新日本映像
2 1 4 8	映画	新日本映像ニュース 絶倫69歳 和服新妻の初夜	新日本映像
2 1 4 9	映画	食堂のお姉さん - 淫乱にじみ汁 -	オーピー映画
2 1 5 0	映画	Mrs	レジェンド ピクチャーズ
2 1 5 1	映画	人妻・OL・美少女系 悶絶アパート	新東宝映画
2 1 5 2	映画	人妻の秘密 覗き覗かれ	オーピー映画

茨城県告示第1098号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

平成16年 7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

コ ー ド 名 称	所 在 地	サービスの種類	開 設 者	指 定 年月日
0810510735 医療法人 回生会 藤井 内科クリニック	石岡市鹿の子 2 - 1 - 36	訪問看護 居宅療養管理指導	医療法人 回生 会 藤井内科ク リニック	平成16年 5月24日
0850880022 介護老人保健施設 けや きの郷	龍ヶ崎市若柴町字沖餅 1741 - 1	通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護老人保健施設	医療法人 竜仁 会	平成16年 6月 1日
0853980035 介護老人保健施設 サン ・テレーズ	新治郡玉里村栗又四ヶ木 ノ内1752 - 1	通所リハビリテーション 介護老人保健施設	医療法人 石岡 脳神経外科病院	平成16年 5月13日
0870101979 デイサービス あすか	水戸市島田町3403 - 1	通所介護	有限会社 アン ピション	平成16年 5月 7日
0870101987 総合福祉 ツクイ水戸赤 塚	水戸市河和田 2 - 1 - 16	通所介護	株式会社 ツク イ	平成16年 5月 6日

コ ー ド 名 称	所 在 地	サービスの種類	開 設 者	指 定 年月日
0870101995 しまナーシングホーム 河和田	水戸市河和田 3 - 2351 - 1	特定施設入所者生活介護	株式会社 しま ナーシングホ ム	平成16年 6月1日
0870102001 グループホーム あした ば	水戸市見川町丹下ノ牧 2131 - 1303	痴呆対応型共同生活介護	有限会社 エリ ア・ネットワ ーク・サービ ス	平成16年 5月15日
0870102019 明日葉ケアセンター	水戸市見川町丹下ノ牧 2131 - 1303	通所介護 短期入所生活介護	有限会社 エリ ア・ネットワ ーク・サービ ス	平成16年 5月15日
0870102027 ケアレジデンス水戸新館 デイサービスセンター	水戸市大塚町1741	通所介護	株式会社 ケア レジデンス	平成16年 6月1日
087010904 グループホーム ハイジ の丘	水戸市住吉町302 - 1	痴呆対応型共同生活介護	衛検産業株式会 社	平成16年 5月17日
0870400322 デイサービス わが家	古河市大山785 - 2	通所介護	有限会社 弘栄	平成16年 5月26日
0870500451 にこにこ福祉サービス	石岡市若宮 1 - 5 - 3	福祉用具貸与	有限会社 にこ にこ薬局	平成16年 5月10日
0870600426 下館ケアセンターそよ風	下館市甲44	居宅介護支援事業	株式会社 メデ カジャパン	平成16年 6月1日
0871400214 ケアプラン ヘルパーコ ール 高萩ケアセンター	高萩市本町 3 - 135	居宅介護支援事業	株式会社 テン ダーケアジャ パン	平成16年 5月10日
0871500252 ケアプランサービス そ れぞれ	北茨城市中郷町石岡916	居宅介護支援事業	有限会社 相想	平成16年 5月13日
0871500260 デイサービス それぞれ	北茨城市中郷町石岡916	通所介護	有限会社 相想	平成16年 5月20日
0871900445 グループホーム 感感	牛久市東大和田町312 - 2	痴呆対応型共同生活介護	株式会社 ほー むけあ いしや ま	平成16年 6月1日
0872000963 グループホーム 楓	つくば市上広岡503 - 8	痴呆対応型共同生活介護	有限会社 メデ ィカルアシスト	平成16年 5月28日
0872100805 勝田ケアセンター そよ 風	ひたちなか市中根2444 - 1	通所介護 痴呆対応型共同生活介護	株式会社 メデ カジャパン	平成16年 6月1日
0872400247 さとうデイケアリハビリ テーションセンター	守谷市野木崎521 - 1	通所リハビリテーション	佐藤 明子	平成16年 5月10日
0873300917 グループホーム ふれあ いの家	那珂郡那珂町横堀2032 - 4	痴呆対応型共同生活介護	有限会社 ふれ あい	平成16年 5月15日
0873800742 居宅介護支援事業所 ス ーベリア	稲敷郡阿見町荒川本郷 2033 - 508	居宅介護支援事業	医療法人 耕平 会	平成16年 5月7日
0873900625 指定居宅介護支援事業所 サン・テレーズ	新治郡玉里村栗又四ヶ木 ノ内1752 - 1	居宅介護支援事業	医療法人 石岡 脳神経外科病院	平成16年 5月13日
0874000201 デイサービスセンター どんぐり村集会所	筑波郡伊奈町狸穴1072 - 46	通所介護	社会福祉法人 青洲会	平成16年 5月23日
0874000219 グループホーム どんぐ り荘	筑波郡伊奈町狸穴1072 - 46	痴呆対応型共同生活介護	社会福祉法人 青洲会	平成16年 5月23日

コ ー ド 名 称	所 在 地	サービスの種類	開 設 者	指 定 年月日
0874100605 居宅訪問介護事業所 ころ	真壁郡関城町藤ヶ谷2187	訪問介護	フロンティア有 限会社	平成16年 5月7日
0874200330 介護サービス八千代訪問 介護事業所	結城郡八千代町菅谷2126 - 3	訪問介護	有限会社 介護 サービス八千代	平成16年 5月28日
0813610250 医療法人社団土合会 渡 邊病院	鹿島郡波崎町土合本町 2 - 9809 - 20	訪問リハビリテーション	医療法人社団土 合会 渡邊病院	平成16年 5月12日

茨城県告示第1099号

生活介護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成16年 7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

申請(開設)者 の 名 称	指定時の事 業所の名称	指定時の事業 所の所在地	サービス の種類	変更事項	コード	変更等 年月日	区分
有限会社 一心 プランニング (当初指定時)	有限会社 一心プ ランニング訪問介 護事業所	新治郡千代田町 稲吉 2 - 18 - 3	訪問介護	(事業所の名称 及び所在地) 訪問介護 いっ しん 新治郡千 代田町下稲吉 2279 - 1 (開設者の名称 及び所在地) 株式会社いっし ん 新治郡千代 田町下稲吉2279 - 1	0873900328	平成16年 3月1日	変更
株式会社 ピュ ア・シャリオ	株式会社 ピュア ・シャリオ	守谷市松前台 1 - 16 - 7	訪問介護、 福祉用具 貸与	(事業所及び開 設者の所在地) 守谷市本町3413 - 1	0872400130	平成15年 2月24日	変更

茨城県告示第1100号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成16年 7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種類等	指 定 年月日
医療法人社団 柴原 医院	グループホーム つくしの森	茨城県つくば市西高野842 - 4	痴呆対応型 共同生活介 護	平成16年 6月8日
社会福祉法人 至福 会	特別養護老人ホーム セ・シボン かしま	茨城県鹿嶋市須賀1350 - 1	短期入所生 活介護	平成16年 6月2日
社会福祉法人 至福 会	セ・シボンかしま デイサービス センター	茨城県鹿嶋市須賀1350 - 1	通所介護	平成16年 6月2日
株式会社 中内	グループホーム作谷長寿館	つくば市作谷1038	痴呆対応型 共同生活介 護	平成16年 6月8日

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
有限会社 ぴーぶる	訪問介護事業所 ぴーぶる	下館市山崎1119	訪問介護	平成16年 6月8日
株式会社 アヴィック	エクセレントケア和「なごみ」	龍ヶ崎市南中島町76番地5	訪問介護	平成16年 6月10日
有限会社 ケアパートナー・みなみ	ケアパートナー・みなみ	茨城県土浦市荒川沖5-9	通所介護	平成16年 6月14日
うるおい訪問介護サービス有限会社	うるおい訪問介護サービス有限会社	茨城県鹿島郡波崎町7367番地3	訪問介護	平成16年 6月13日
特定非営利活動法人 エプロン	グループホームエプロンハイム	茨城県結城市田間中1490-2	痴呆対応型 共同生活介護	平成16年 6月10日
社会福祉法人 博慈会	指定通所介護事業所リブラ博慈園	龍ヶ崎市馴馬町字上米754	通所介護	平成16年 6月15日
株式会社 ナオイオート	松下電工エイジフリー介護チェーン ふれあい取手店	取手市戸頭8-7-3	福祉用具貸与	平成16年 6月17日
有限会社 紫陽花ケアサポート日立	有限会社 紫陽花ケアサポート日立	日立市弁天町1-16-10	訪問介護	平成16年 6月17日
有限会社 柳田	(有)柳田	茨城県下館市玉戸1390-1	訪問介護	平成16年 6月18日
社会福祉法人 五霞愛隣会	短期入所生活介護ショートステイ きららの社	茨城県猿島郡五霞町元栗橋7331-1	短期入所生活介護	平成16年 6月18日
社会福祉法人 五霞愛隣会	通所介護デイサービスセンターきららの社	茨城県猿島郡五霞町元栗橋7331-1	通所介護	平成16年 6月18日
有限会社 フォレスト治療院	リハビリホーム勝田	茨城県ひたちなか市高場1160	通所介護	平成16年 6月21日
有限会社 介護センターたんぼぼ	有限会社 介護センターたんぼぼ	下妻市高道祖1384-52	訪問介護	平成16年 6月21日
マツザキマテリアル株式会社	マツザキマテリアル株式会社	行方郡麻生町矢幡1881-12	福祉用具貸与	平成16年 6月30日
医療法人三尚会 高須病院	ヘルパーにこにこステーション	鹿島郡銚田町銚田2570	訪問介護	平成16年 7月1日
医療法人三尚会 高須病院	にこにこステーション	鹿島郡銚田町銚田2570	福祉用具貸与	平成16年 7月1日
濱野精麦株式会社	デイホーム ひなたぼっこ	下館市市野辺前田132-6	通所介護	平成16年 6月29日
社会福祉法人 尚生会	指定訪問介護事業所 グリーンハウスみと	水戸市塩崎町3503	訪問介護	平成16年 7月1日
株式会社 大起エンゼルヘルプ	グループホーム なごみ藤代	北相馬郡藤代町大字柵木字柵木1376	痴呆対応型 共同生活介護	平成16年 7月1日
有限会社つくばケアサービスあゆみ	有限会社つくばケアサービスあゆみ	つくば市大首根555-13	訪問介護	平成16年 7月1日
株式会社 メドウェル	デイサービスセンターにいはり	新治郡新治村大字藤沢東原3534-1	通所介護	平成16年 7月1日
医療法人社団ハート	きらきら星	ひたちなか市大字高場1673番地34	通所リハビリテーション	平成16年 7月1日
医療法人社団ハート	きんもくせい	ひたちなか市大字高場1673番地34	痴呆対応型 共同生活介護	平成16年 7月1日
有限会社スマイルネット	指定居宅サービス事業所まちの看護ステーション	茨城県土浦市中高津1丁目20番15号	訪問介護	平成16年 7月1日

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
有限会社高萩たんぼ	高萩たんぼヘルパーステーション事業所	高萩市下手綱690	訪問介護	平成16年 7月1日
株式会社加納総合レンタル	県央福祉サービス	石岡市行里川21 - 12	訪問介護	平成16年 7月1日
タカラケア株式会社	タカラケア利根 デイサービスセンター	茨城県北相馬郡利根町早尾610 - 1, 他	通所介護	平成16年 7月1日
タカラケア株式会社	痴呆性高齢者グループホーム タカラケア利根	茨城県北相馬郡利根町早尾610 - 1, 他	痴呆対応型 共同生活介護	平成16年 6月28日
株式会社 メドウェル	ショートステイセンター にいはり	茨城県新治郡新治村藤沢東原3534 - 1	短期入所生活介護	平成16年 7月1日
医療法人社団 村松会	老人保健施設 サンフラワー東海	那珂郡東海村舟石川689 - 4	訪問リハビリテーション	平成16年 7月1日

茨城県告示第1101号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成16年 7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
社会福祉法人 和風会	秋明館 居宅介護支援事業所	猿島郡三和町諸川2530 - 4	居宅介護支援	平成16年 6月8日
有限会社 ぴーぶる	居宅介護支援事業所 ぴーぶる	下館市山崎1119	居宅介護支援	平成16年 6月9日
株式会社アヴィック	エクセレントケア和「なごみ」	龍ヶ崎市南中島町76番地 5	居宅介護支援	平成16年 6月10日
有限会社 ケアパートナー・みなみ	ケアパートナー・みなみ	茨城県土浦市荒川沖 5 - 9	居宅介護支援	平成16年 6月14日
有限会社 紫陽花ケアサポート日立	有限会社 紫陽花ケアサポート日立	日立市弁天町 1 - 16 - 10	居宅介護支援	平成16年 6月17日
医療法人社団 いばらき会	ケアプランセンターこづる	東茨城郡茨城町小鶴127 - 1	居宅介護支援	平成16年 6月30日
株式会社 メドウェル	指定居宅介護支援事業所 にいはり	新治郡新治村大字藤沢東原3534 - 1	居宅介護支援	平成16年 6月30日
社会福祉法人 北養会	指定居宅介護支援センター 長生園	水戸市堀町1185番地	居宅介護支援	平成16年 7月1日
有限会社スマイルネット	指定居宅介護支援事業所まちの看護ステーション	茨城県土浦市中高津 1 丁目20番15号	居宅介護支援	平成16年 7月1日
有限会社高萩たんぼ	高萩たんぼ居宅介護支援事業所	高萩市下手綱690	居宅介護支援	平成16年 7月1日
医療法人社団 ハート	はあと	ひたちなか市高場1673 - 34	居宅介護支援	平成16年 7月1日

茨城県告示第1102号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第93条の規定により告示する。

平成16年7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
社会福祉法人 至福会	特別養護老人ホーム セ・シボン かしま	茨城県鹿嶋市須賀1350 - 1	介護老人福 祉施設	平成16年 6月2日
社会福祉法人 五霞 愛隣会	特別養護老人ホーム きららの杜	茨城県猿島郡五霞町元栗橋7331 - 1	介護老人福 祉施設	平成16年 6月18日

茨城県告示第1103号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所日立商工労働センターにおいて縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県北地方総合事務所日立商工労働センターに到着するよう提出してください。

平成16年7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 三井不動産株式会社
代表取締役 岩 沙 弘 道
東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
- (2) 株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役 井 坂 榮
東京都千代田区二番町8番地8
- (3) 有限会社皆川エステート
代表取締役 皆 川 秀 世
日立市神峰町一丁目6番2号

2 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
日立駅前ショッピングタウン
日立市幸町一丁目16番1号

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社イトーヨーカ堂	東京都港区芝公園四丁目1番4号	井 坂 榮

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町 8 番地 8	井 坂 榮

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社イトーヨーカ堂	東京都港区芝公園四丁目 1 番 4 号	井 坂 榮

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町 8 番地 8	井 坂 榮

(3) 変更の年月日

平成16年 5 月27日

(4) 変更する理由

本部移転による住所変更のため

3 届出年月日

平成16年 7 月16日

茨城県告示第1104号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成16年 7 月29日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

つくば商業開発株式会社

代表取締役 飯 泉 光 夫

(2) 住所

つくば市上横場2143番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

つくばショッピングセンター A 棟

つくば市上横場2143番地 外

(2) 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後10時

(変更後) 午前 0 時

(3) 変更する年月日

平成16年 7 月16日

(4) 変更する理由

地域生活者の利便性向上に寄与するため

3 届出年月日

平成16年 7 月15日

茨城県告示第1105号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県西地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成16年 7 月29日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社山新家具チェーン平店

代表取締役 山 口 一 郎

(2) 住所

土浦市東真鍋町 3 番 4 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル山新 下館店

下館市下岡崎38街区 - 1 外

(2) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置

(3) 変更する年月日

平成17年 3 月15日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 氏 名
株式会社山新	水戸市千波町2292番地	山 口 一 郎

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,700㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 136台
 (イ) 駐輪場の収容台数 15台
 (ウ) 荷さばき施設の面積 30㎡
 (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 28㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 開店時刻 午前9時
 閉店時刻 午後8時
 (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前8時30分～午後8時30分
 (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
 4箇所
 (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前9時～午後7時

3 届出年月日

平成16年7月14日

茨城県告示第1106号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の規定に基づき届出のあった大規模小売店舗に対し、同法第8条第4項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第6項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課及び各店舗の所在地を管轄する地方総合事務所商工労政課（日立市に所在する店舗にあっては、県北地方総合事務所日立商工労働センター）において縦覧に供する。

平成16年7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

第1 ケーズデンキ本店

1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ケーズデンキ本店
 水戸市元吉田町字上千束1944番12 外

(2) 届出の概要

- ア 届出の種類及び届出の公告日
 変更の届出（附則第5条第1項）
 平成16年1月13日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 9 時

(変更後) 午後11時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分～午後 9 時30分

(変更後) 午前 9 時30分～午後11時30分

ウ 届出年月日

平成15年12月18日

2 意見の概要

特になし

第 2 カインズ日立モール

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズ日立モール

日立市留町字前川1270 - 2 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成16年 1 月13日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 8 時～午後 7 時

(変更後) 午前 6 時～午後 7 時

ウ 届出年月日

平成15年12月19日

2 意見の概要

意見なし

第 3 北守谷ショッピングセンター

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

北守谷ショッピングセンター

守谷市久保ヶ丘 2 - 1 - 1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成15年12月22日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 8 時

(変更後) 午後 9 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分～午後 8 時15分

(変更後) 午前 8 時30分～午後 9 時15分 (一部午後 8 時30分)

ウ 届出年月日

平成15年12月 8 日

2 意見の概要

意見なし

第 4 パウつちうらきた店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

パウつちうらきた店

土浦市東若松町3993番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成16年 1 月 5 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後 8 時

(変更後) 24時間営業

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分～午後 8 時30分

(変更後) 24時間 (一部午前 6 時～午後 9 時)

ウ 届出年月日

平成15年12月10日

2 意見の概要

意見なし

第 5 カスミストアー取手店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミストアー取手店

取手市大字青柳字長町385

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成16年 1 月22日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後10時

(変更後) 午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時45分～午後10時15分 (一部午後 9 時)

(変更後) 午前 8 時45分～午前 0 時15分 (一部午後 9 時)

(ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 3 時～午後 6 時

(変更後) 午前 3 時～午後 9 時

ウ 届出年月日

平成15年12月26日

2 意見の概要

意見なし

第 6 カスミ八千代店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ八千代店

結城郡八千代町大字菅谷56街区 - 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成16年 1 月19日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時30分

閉店時刻 午後 9 時 (年間60日は午後10時)

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午前 0 時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時～午後 9 時30分 (年間60日は午後10時30分)

(変更後) 午前 8 時30分～午前 0 時30分

ウ 届出年月日

平成15年12月26日

2 意見の概要

意見なし

第 7 トムズ友部店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビッグエム友部店

西茨城郡友部町美原一丁目1470 - 80

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成16年 1 月19日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時30分

閉店時刻 午後 9 時 (年間60日は午後10時)

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時15分 ~ 午後 9 時15分 (年間60日は午後10時15分)

(変更後) 午前 8 時45分 ~ 午前 0 時15分 (一部午後 9 時)

ウ 届出年月日

平成15年12月25日

2 意見の概要

意見なし

第 8 カスミ岩瀬御領店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルカワ岩瀬店

西茨城郡岩瀬町376番地の 2

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成16年 1 月22日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時30分

閉店時刻 午後 8 時 (年間150日は午後 9 時)

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時15分 ~ 午後 8 時15分 (年間150日は午後 9 時15分)

(変更後) 午前 8 時45分 ~ 午前 0 時15分

ウ 届出年月日

平成15年12月25日

2 意見の概要

意見なし

第9 姫子ファッションモール

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

姫子ファッションモール

水戸市姫子2丁目702 - 5 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第2項)

平成15年12月22日

イ 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 6箇所

(変更後) 5箇所

ウ 届出年月日

平成15年12月3日

2 意見の概要

意見なし

第10 ジョイフル山新水戸駅南店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル山新水戸駅南店

水戸市千波町字かち道909

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第5条第1項)

平成16年1月13日

イ 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 2箇所

(変更後) 3箇所

ウ 届出年月日

平成15年12月16日

2 意見の概要

意見なし

第11 ワンダーゲー友部店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーゲー友部店

西茨城郡友部町旭町字旭平394 - 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成16年 1 月19日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

駐車場の自動車の出入口の位置

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分 ~ 午前 0 時30分

(変更後) 午前 9 時30分 ~ 午前 0 時30分 (一部午後 9 時)

ウ 届出年月日

平成15年12月24日

2 意見の概要

意見なし

第12 ファッションセンターしまむら岩井店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら岩井店

岩井市大字岩井字諏訪前3445

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成16年 1 月13日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町 2 丁目19番 4 号	藤 原 秀次郎

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年 8 月18日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,317m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 52台

(イ) 駐輪場の収容台数 20台

- (ウ) 荷さばき施設の面積 79m²
 (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 40m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (開店時刻) 午前10時
 (閉店時刻) 午後 8 時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前 9 時30分～午後 8 時15分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
 2 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前12時～午前 1 時

キ 届出年月日

平成15年12月17日

2 意見の概要

夜間の荷捌きアイドリング、荷捌き後進ブザー、荷捌き荷おろし音、並びに大型車両走行音 及び による騒音レベルについて、店舗敷地の北西に位置する住宅の立地地点及び出入口 付近にて予測評価を行い、その騒音レベルが規制基準値を超過している場合には、周辺の地域の生活環境に配慮して、適切な対策を講ずること。

第13 (仮称) コジマNEW日立南店

1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称) コジマNEW日立南店
 日立市森山町四丁目248 外

(2) 届出の概要

- ア 届出の種類及び届出の公告日
 新設の届出 (第 5 条第 1 項)
 平成16年 1 月22日

- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社コジマ	栃木県宇都宮市星が丘二丁目 1 番 8 号	小 島 章 利

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年 8 月25日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,101m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 147台
 (イ) 駐輪場の収容台数 61台
 (ウ) 荷さばき施設の面積 50m²

(ニ) 廃棄物等の保管施設の容量 28 m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後 9 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時30分～午後 9 時

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

5 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 9 時～午後 7 時

キ 届出年月日

平成15年12月24日

2 意見の概要

意見なし

茨城県告示第1107号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所日立商工労働センターにおいて縦覧に供する。

平成16年 7 月29日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーステーション日立店

日立市東滑川町 4 - 2263 - 3 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（法第 6 条第 1 項）

平成16年 5 月27日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ワンダーコーポレーション	つくば市西大橋599 - 1	小 林 哲 美

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 氏 名
株式会社ワンダーコーポレーション	つくば市西大橋599 - 1	小 林 哲 美
ギガスケーズデンキ株式会社	水戸市桜川 1 丁目 1 番25号大同生命ビル	加 藤 修 一

(3) 届出年月日

平成16年 5月10日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1108号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成16年 7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

日立ライフサービス青葉店

ひたちなか市青葉町 3 丁目12番

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（法第 6 条第 1 項）

平成16年 7月 1 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者（法人にあっては代表者の氏名）

（変更前） 代表取締役 石 井 信 勝

（変更後） 代表取締役 上 野 洋 二

(3) 届出年月日

平成16年 6月17日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1109号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成16年 7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウララビル

土浦市大和町 9 番 1 号 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (法第 6 条第 1 項)

平成16年 7 月 5 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社イトーヨーカ堂	東京都港区芝公園四丁目 1 番 4 号	井 坂 榮

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町 8 番地 8	井 坂 榮

ウ 届出年月日

平成16年 6 月 22 日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1110号

茨城県土地改良事業補助金交付要項 (昭和53年茨城県告示第152号) の一部を次のように改正する。

平成16年 7 月 29 日

茨城県知事 橋 本 昌

題名を次のように改める。

茨城県単土地改良事業補助金交付要項

第 1 条中「整備」の次に「及びやすらぎとうるおいのある快適な農村空間の形成」を加え、「土地改良事業 (別に定めるものを除く。)」を「県単土地改良事業 (別表に掲げる事業をいう。)」に改める。

第 2 条第 1 項中「国の補助を行う事業 (以下「国補事業」という。) にあつては別表第 1 に、国補事業以外の事業 (以下「県単事業」という。) にあつては別表第 2 にそれぞれ」を「別表に」に改め、同条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「県単事業のうち別表第 2 の事業欄」を「別表の型欄」に改め、同項第 3 号中「前各号」を「前 2 号」に改める。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、各事業主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額 (補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法 (昭和63年法律第108号) に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法 (昭和25年法律第226号) に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。) があるときには、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

第 5 条に次の 1 項を加える。

2 知事は、前項の規定により提出された変更承認申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、変更承認通知書(様式第 4 号)により補助事業者に通知するものとする。

第 6 条ただし書中「別表第 1 の事業欄の 3 の(7)に掲げる事業及び別表第 2 の事業欄の10」を「別表の型欄の12」に改める。

第 7 条中「様式第 4 号」を「様式第 5 号」に改める。

第 8 条中「様式第 5 号」を「様式第 6 号」に改める。

第 9 条を次のように改める。

(実績報告)

第 9 条 補助事業者は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定のあつた年度の 3 月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第 7 号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第 3 条第 2 項ただし書により交付の申請をした者は、前項の実績報告書を提出する場合において、同項ただし書に該当した各事業主体について当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになつたときには、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第 3 条第 2 項ただし書により交付の申請をした者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、その金額(前項の規定により減額をした各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書(様式第 8 号)により速やかに知事に提出し、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第10条第 1 項中「確定し」の次に「補助金確定通知書(様式第 9 号)により」を加える。

第11条第 2 項中「茨城県財務規則(平成 5 年茨城県規則第15号)で定める概算払精算書」を「概算払精算書(茨城県財務規則の規定による帳票の様式(平成 5 年茨城県告示第404号)様式第102号)」に改め、同項を第 3 項とする。

第11条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、別に定める期日までに概算払申請書(様式第 10号)を知事に提出しなければならない。

第13条中「所轄土地改良事務所長に提出」の次に「(補助事業者が土地改良事業団体連合会の場合を除く。)」を加える。

別表第 1 を削る。

別表第 2 を次のように改める。

別表

事業	型	事業の内容	補助率
農業生産基盤整備事業	1 一般地帯型	(1) 一般地帯(付表に掲げる指定地域(以下「指定地域」という。)以外の地域)で行う事業であつて、受益面積がおおむね 5 ha(山間部にあつては 3 ha)から 20haまでのもの及び知事が特に必要と認めるもの	事業費の37.5%以内。 ただし、水田のほ場整備については事業費の40%以内
		(2) 一般地帯で行う事業であつて、受益面積がおおむね 1 haから 20haまでのもので事業完了後に別に定める水田の転換が行われるもの	事業費の42.5%以内。 ただし、水田のほ場整備については事業費の45%以内

2 山間急傾斜 地帯型	(1) 指定地域で行う事業であつて、受益面積 がおおむね 1 haから20haまでのもの及び 知事が特に必要と認めるもの	事業費の47.5%以内。 ただし、水田のほ場整 備については事業費の 50%以内
	(2) (1)の事業のうち事業完了後に別に定める 水田の転換が行われるもの	事業費の52.5%以内。 ただし、水田のほ場整 備については事業費の 55%以内
3 畑地基盤対 策特別パイ ロット型	受益面積がおおむね20ha以下で畑地率が 50%以上である次の条件のいずれかを満たす 地区 ア 地区面積の15%以上の農地の流動化計画 があるもの イ 畑地かんがいによるブロックローテーショ ンの営農計画があるもの	事業費の40%以内
4 地域水田緊 急整備型	(1) 一般地帯の同一集落内で 2 工種以上を行 う事業であつて、受益面積の合計がおおむ ね 5 ha (山間部にあつては 3 ha) から 20 haまでのもの	事業費の37.5%以内
	(2) 指定地域の同一集落内で 2 工種以上を行 う事業であつて、受益面積の合計がおおむ ね 1 haから20haまでのもの	事業費の47.5%以内
5 土地改良施 設緊急整備補 修型	災害以外の原因により機能が損なわれた土 地改良施設の補修工事であつて、知事が早急 に対処する必要があると認めるもの	事業費の25%以内
6 ため池整備 型	堤とう及びその付帯施設の改良、池敷の改 良又は拡張その他貯水量を増大させるために 必要な施設の新設又は改良を行う事業	事業費の50%以内
7 用水障害対 策型	次に掲げる要因により農業用水に障害を きたし、かんがい施設の新設若しくは改良を 行う事業又は行つた事業 ア 河床の変動 (ア) 障害要因が主として自然的なもの (イ) その他のもの (人為的) イ 水質汚濁	事業費 (事業を実施し た地区にあつては査定 額。以下この項におい て同じ。) の50%以内。 ただし、左のアの(イ) のものについては事業 費の2/3以内
農村環境整備 事業	8 生活関連農 道整備型 ア 集落間又は集落と生活に関連した公共施 設等を結ぶ農道整備 イ 既設農道に設置する歩道整備	事業費の37.5%以内。 ただし、指定地域で行 う事業については事業 費の47.5%以内

	9 集落水辺環境保全整備型	ア ため池，農業用排水路等の施設を利用した親水護岸，生態系保全施設，遊歩道等の施設整備 イ ばつ気施設等の水質浄化施設整備	事業費の50%以内
	10 農業集落排水整備型	ア し尿，生活雑排水の処理施設整備 イ 雨水排水路整備	事業費の50%以内。ただし，霞ヶ浦流域内（茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例（昭和56年茨城県条例第56号）適用地域に限る。）については事業費の55%以内
	11 茨城グリーン道路景観形成型	広域営農団地農道整備事業により整備された道路用地内の植栽及び同事業に係る道路の沿線に設置する駐車場等（直販施設等と一体的に設置するものに限る。）の施設用地造成整備	事業費の50%以内
調査設計事業	12 調査設計型	上記事業及び知事が特に必要と認めるもの	事業費の50%以内

- 注1 2以上の小団地について，用排水路等により一体的な営農がなされ，かつ，1の団地として整備することが適当と認められる場合には，その合計面積をもつて受益地とみなす。
- 2 型欄の1の型において，山間部とは，受益地が地形的に孤立しており，そのまとまりが限定される場合又は谷津田等で地形が狭小である場合をいう。
- 3 型欄の6の型において，原則として，ため池整備台帳に登載されているものを対象とする。
- 4 型欄の7の型において，新設又は改良に係るかんがい施設は原則として永久構造物であるものに限り，水質汚濁は農地防災事業実施要領（平成12年3月24日付け構改D第166号構造改善局長通知）第9(4)の基準値に準じるものとする。

別表の付表

山間急傾斜地帯指定地域

所轄土地改良事務所	指定地域
高 萩	北茨城市，高萩市，十王町，日立市（旧東小沢村の区域を除く。）
常陸太田	常陸太田市（旧西小沢村及び旧幸久村の区域を除く。），水府村，里美村，大子町，山方町，美和村，緒川村，金砂郷町，大宮町
水 戸	御前山村，桂村（旧坏村の区域を除く。），常北町，笠間市，七会村，岩瀬町
土 浦	八郷町
下 館	真壁町（旧長讃村の区域を除く。），大和村（旧大国村の区域を除く。）

様式第1号中「 年度 事業補助金交付申請書」を「 年度県単土地改良事業補助金交付申請書」に，「 事業を」を「県単土地改良事業を」に，「別紙第3」を「別紙第2」に，「1 その他参考となる書類は次に掲げるものとする」を「その他参考となる書類は，次に掲げるものとする」に改め，「2 県単事業にあつて

は、記の 2 を「経費の配分及び事業計画の概要」(別紙第 2)として作成すること。」を削る。

別紙第 1 を削る。

別紙第 2 中「(県単事業の場合)」を削り、

費 目	工 種
純工事費	
換地費	
雑費	
計	

を

工 種	費 目
計	

に、

「注 1 2の事業名は、別表第 2 に掲げる区分によること。
 2 費目及び工種欄は、別表第 1 の事業に準じて区分すること。
 3 調査設計事業にあつては、「費目」を「地区名」、「工種」を「事業内容」「直営、請負の別」を「関係面積」と読み替え、備考欄に事業実施区分を記載すること。」

「注 1 2の事業名は、別表に掲げる区分によること。
 2 工種欄には、かんがい排水(用水、排水)、ほ場整備、暗きょ排水、客土、農道、農地保全等を記載すること。
 3 費目欄には、工事費の純工事費、測量及び試験費、船舶及び機械器具費、営繕費、用地費及び補償費、実施設計費、換地費、工事雑費並びに事業主体事務費等を記載すること。
 4 調査設計事業にあつては、「工種」を「地区名」、「費目」を「工種」、「直営、請負の別」を「関係面積」に読み替え、備考欄に事業実施区分を記載すること。
 5 消費税等仕入控除税額が明らかな場合は「除税額 円」と、消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は「含税額」と、消費税等仕入控除の適用を受けない場合は「該当なし」と、備考欄にそれぞれ明示すること。」

改め、同別紙を別紙 1 とする。

別紙第 3 を別紙第 2 とする。

様式第 2 号中「(県単事業の場合)」を削り、「 年度 事業補助金交付決定通知書」を「 年度県単土地改良事業補助金決定通知書」に、「 事業補助金に」を「県単土地改良事業補助金に」に、

事業種目

を

事業・工種

に、

「(3) 間接補助事業にあつては、市町村が間接補助事業者に対し、間接補助金の交付の決定をしようとするときは前各号の条件及び次に掲げる条件を付すること。
 ア 工事に着手したときは、工事着手届を速やかに知事に提出すること。
 イ 知事は必要があると認めるときは、工事の施行部分の最少限度を破壊して検査することができること。この場合において間接補助事業者は、検査に要した費用及び検査の結果生じた費用を知事に を

請求することはできないこと。

(国補事業の場合)

この様式に準じ、適宜省略及び追加して作成するものとする。

「 (3) 補助金に係る消費税等仕入控除税額については、茨城県単土地改良事業補助金交付要項の定めるところにより、その額が明らかになった場合には、その額の全部又は一部を減額又は返還することとなること。

(4) 間接補助事業にあつては、市町村が間接補助事業者に対し、間接補助金の交付の決定をしようとするときは前各号の条件及び次に掲げる条件を付すること。

ア 工事に着手したときは、工事着手届を速やかに知事に提出すること。

イ 知事は必要があると認めるときは、工事の施行部分の最少限度を破壊して検査することができること。この場合において間接補助事業者は、検査に要した費用及び検査の結果生じた費用を知事に請求することはできないこと。

改める。

様式第 3 号中「 年度 事業変更承認申請書」を「 年度県単土地改良事業変更承認申請書」に、「第 3 (県単事業は別紙第 2 及び第 3)」を「第 2」に改める。

様式第 6 号中「 年度 事業実績報告書」を「 年度県単土地改良事業実績報告書」に、「又は第 2 及び別紙第 4 から第 6」を「及び別紙第 3 から第 5」に、「別紙第 7」を「別紙第 6」に改め、同様式を様式第 7 号とする。

別紙第 4 を別紙第 3 とする。

別紙第 5 を別紙第 4 とする。

別紙第 6 を別紙第 5 とする。

別紙第 7 を別紙第 6 とする。

様式第 5 号中「 年度 事業遂行状況報告書」を「 年度県単土地改良事業遂行状況報告書」に改め、同様式を様式第 6 号とする。

様式第 4 号中「 事業に」を「県単土地改良事業に」に改め、同様式を様式第 5 号とし、様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 4 号 (第 5 条)

番 号
年 月 日

殿

茨城県知事 印

年度県単土地改良事業変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあつた県単土地改良事業変更承認申請については、下記のとおりこれを承認したので、茨城県土地改良補助金交付要項第 5 条第 2 項の規定により通知する。

記

- 1 補助事業に要する事業費及び補助金の額は、次のとおりとする。

地区名	工種	事業費	補助金	備考
		円	円	

- 2 変更の対象となつた補助事業の内容、経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額の区分は、当該変更申請書に記載されたとおりとする。

様式第 7 号の次に次の 3 様式を加える。

様式第 8 号 (第 9 条)

番 号
年 月 日

茨城県知事 殿

所 在 地
補助事業者名
代 表 者 印

補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知があつた 年度県単土地改良事業について、茨城県
土地改良事業補助金交付要項第 9 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 茨城県補助金等交付規則第14条に基づく確定額
(年 月 日付け 第 号により通知された確定額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の実績報告時に減額した補助金に係る消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る消費税等
仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

(注) 事業主体別内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

様式第 9 号 (第10条)

番 号
年 月 日

殿

茨城県知事 印

年度県単土地改良事業補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあつた 年度県単土地改良事業補助金については、茨城県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知する。

記

補助金の確定額 金 円

様式第10号 (第11条)

番 号
年 月 日

茨城県知事 殿

所 在 地

補助事業者名

代 表 者

印

年度県単土地改良事業補助金概算払申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあつた補助金について、下記により概算交付されたく、茨城県土地改良補助金交付要項第11条第1項の規定により申請します。

記

1 事業進ちょく状況及び要望額

地区名	工 種	工事着手 年 月 日	交付決定額		出来高		B / A	概算交付 要 望 額	受領の方法
			事業費 (A)	補助金	事業費 (B)	補助金			
			円	円	円	円	%	円	直接払 隔地払 口座振替払 銀行 支店 口座番号 口座名義

2 概算交付を必要とする理由

3 添付資料

月別所要見込額調書

付 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の茨城県単土地改良事業補助金交付要項は、平成16年度の事業から実施する。

茨城県告示第1111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年7月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 355号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
西茨城郡友部町大字平町字殿町103番3 地先から 西茨城郡友部町大字平町字茶屋後22番 地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 8.0	198	
	新	最大 17.5	198	現道拡幅
		最小 15.0		

茨城県告示第1112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年7月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 355号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
潮来市永山字二ツヤ373番4地先から 行方郡麻生町大字島並字天神318番1 地先まで	旧 (A)	メートル	メートル	
		最大 18.3	6,180	
	新 (A)	最大 18.3	6,180	
		最小 6.3		
	新 (B)	最大 78.0	8,260	バイパス新設
		最小 27.0		

茨城県告示第1113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年 7月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 土浦竜ヶ崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡阿見町大字阿見字阿見原 4666番624地先から	旧	メートル 最大 4.6	メートル 20	
		最小 4.5		
稲敷郡阿見町大字阿見字阿見原 4666番2404地先まで	新	最大 5.1 最小 5.0	20	現道拡幅

茨城県告示第1114号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成16年 7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 美浦村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
稲敷東部台都市計画下水道事業
美浦村公共下水道
- 3 事業施行期間 平成10年12月17日から
平成18年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

茨城県告示第1115号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成16年 7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 八千代町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
八千代都市計画下水道事業
八千代町公共下水道
- 3 事業施行期間 平成 7年12月26日から
平成22年 3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 なし
- (2) 使用の部分 平成 8 年茨城県告示第15号, 平成11年茨城県告示第1002号及び平成12年茨城県告示第1117号の事業地に八千代町大字若字十王堂, 字羽黒, 字西上宿, 字西中宿, 字中宿, 字東横町, 字下宿, 字寺浦, 字西下宿の各全部の区域並びに大字若字寺中, 字古若, 字柴原, 字十王前, 字香取東, 字香取前, 字香取西, 字大子堂, 字二郎宮, 字新道塚, 字八坂東, 字久保, 字西浦, 字上宿, 字松山, 字横町, 字新田前, 字前根曾及び字善門並びに大字菅谷字渋谷及び字東根曾並びに大字太田字根曾及び字根曾堀の各一部の区域を加える。

茨城県告示第1116号

地方税法 (昭和25年法律第226号) 第700条の 6 の 4 第 3 項の規定により, 次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行ったので, 茨城県県税条例施行規則 (昭和34年茨城県規則第107号) 第33条の 3 の規定により告示する。

平成16年 7月29日

茨城県麻生県税事務所長 石 崎 渡

県 名	特約業者の氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	特約業者の指定の取消し年月日
茨 城	小岩井商事株式会社	茨城県鹿嶋市宮中5164	平成16年 3月31日

茨城県告示第1117号

地方税法 (昭和25年法律第226号) 第700条の 6 の 4 第 3 項の規定により, 次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行ったので, 茨城県県税条例施行規則 (昭和34年茨城県規則第107号) 第33条の 3 の規定により告示する。

平成16年 7月29日

茨城県麻生県税事務所長 石 崎 渡

県 名	特約業者の氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	特約業者の指定の取消し年月日
茨 城	株式会社伊藤商事	茨城県鹿島郡神栖町大野原三丁目11番 6 号	平成16年 3月31日

茨城県告示第1118号

岩瀬町長から平成16年 6月11日付けで協議のあった犬田地区農業基盤整備事業 (ほ場整備) については, 土地改良法 (昭和24年法第195号) 第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成16年 7月12日適当と決定した。

なお, 関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 7月29日

茨城県水戸土地改良事務所長 海 老 原 修

1 縦覧に供する書類

犬田地区農業基盤整備事業 (ほ場整備) 計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年 7月30日から

平成16年 8月26日まで

3 縦覧の場所

茨城県水戸土地改良事務所

~~~~~  
(選挙管理委員会)

## 茨城県選挙管理委員会告示第73号

平成16年第 8 回定例会を次のとおり招集する。

平成16年 7月29日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

## 1 日 時

平成16年 8月 9日 (月) 午前10時30分

## 2 場 所

水戸市笠原町978番 6

茨城県庁選挙管理委員室

## 3 議 題

- (1) 施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定について
  - (2) 第10回定例会の日程等について
  - (3) 海区漁業調整委員会委員一般選挙の結果について
  - (4) 市町村選挙の結果について
  - (5) 政治団体の設立届出等の状況について
  - (6) その他
- ~~~~~

---

## 公 告

---

## 平成16年度砂利採取業務主任者試験

砂利採取法（昭和43年法律第73号）第15条の規定に基づく知事が行う砂利採取業務主任者試験については、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第 8 条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成16年 7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 試験日及び試験時間

平成16年11月12日（金） 午前10時から正午まで

## 2 試験場所

水戸市笠原町978 - 6 茨城県庁11階1103会議室

(都合により試験場所を変更したときは、受験者に通知する。)

## 3 試験科目

- (1) 法令 砂利の採取に関する関係法令
- (2) 技術 砂利の採取に関する技術的事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

#### 4 受験手続

##### (1) 提出書類

###### 受験願書

所定の様式（砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）様式第9）を使用すること。

###### 写真

写真（縦3.5cm，横2.5cm）は，受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像で，その裏面に，撮影年月日，氏名及び年齢を記載して1枚提出すること。

また，後日郵送する受験票に，願書提出時と同じ写真を貼付し試験当日持参すること。

##### (2) 受験手数料

受験願書提出と同時に茨城県収入証紙をもって8,000円を納付すること。

#### 5 受験願書受付期間及び受付時間

##### (1) 受付期間 平成16年9月27日（月）から10月15日（金）まで

（ただし，土・日曜日及び祝日を除く。）

##### (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで

郵送の場合は，「書留便」とし，封書の表に「砂利採取業務主任者試験願書在中」と朱書して，上記期間内に必着するように発送すること。

#### 6 受験願書の請求

受験願書等の用紙は，茨城県商工労働部産業技術課のホームページからダウンロードするか，受験願書提出先又は茨城県商工労働部産業技術課に請求すること。

ただし，郵送を希望する場合は，80円切手を貼付した返信用封筒を同封して請求すること。

#### 7 受験願書の提出先

最寄りの地方総合事務所（日立商工労働センターを含む。）

なお，地方総合事務所の所在地等は次のとおり。

##### (1) 〒310 - 0802 水戸市柵町1 - 3 - 1

茨城県県北地方総合事務所 商工労政課 電話 029 - 225 - 2491

##### (2) 〒317 - 0073 日立市幸町1 - 21 - 2（日立商工会議所会館内）

茨城県県北地方総合事務所 日立商工労働センター 電話 0294 - 21 - 6711

##### (3) 〒311 - 1593 鹿島郡鉾田町大字鉾田1367 - 3

茨城県鹿行地方総合事務所 商工労政課 電話 0291 - 33 - 4111

##### (4) 〒300 - 0051 土浦市真鍋5 - 17 - 26

茨城県県南地方総合事務所 商工労政課 電話 029 - 822 - 8511

##### (5) 〒308 - 8510 下館市二木成615

茨城県県西地方総合事務所 商工労政課 電話 0296 - 24 - 2211

#### 8 受験票の発送

受験票は，受験番号が決定され次第，受験者の住所地に郵送する。

なお，試験当日は，当該受験票に受験手続きの際提出した写真と同じものを貼付し，必ず持参すること。

#### 9 合格発表

合格発表は合格者に通知して行くほか，11月24日（水）午前8時30分に合格者の受験番号を願書提出先である各地方総合事務所商工労政課（日立商工労働センターを含む。）及び商工労働部産業技術課に掲示する。

合格発表日以降については、茨城県商工労働部産業技術課のホームページにて合格者の受験番号を掲載し、産業技術課においてのみ合否についての照会を受け付ける。

なお、合格証は産業技術課から合格者の住所地に郵送する。

10 試験結果の開示について

受験者本人が合格発表後 1 ヶ月以内に受験票持参のうえ、産業技術課においてのみ法令・技術・合計点の各々の点数を口頭により開示する。

受付時間は、祝日・休日を除く月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 5 時の間とする。

11 問い合わせ先

茨城県商工労働部産業技術課 地場産業・鉱政担当

〒310 - 8555 水戸市笠原町978 - 6

電話 029 (301) 3584

様式第 9

茨 城 県 収 入 証 紙

(消印を押してはならない)

|             |       |
|-------------|-------|
| × 整 理 番 号   |       |
| × 受 理 年 月 日 | 年 月 日 |
| × 試 験 の 結 果 |       |

受 験 願 書

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

氏 名 印

砂利採取業務主任者試験を受けたいので、砂利採取業者の登録等に関する規則第10条の規定により申請します。

|         |      |
|---------|------|
| 現 住 所   | (〒 ) |
| 氏 名     | ( )  |
| 生 年 月 日 |      |

(参考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

## 家畜伝染病の発生及び転帰の報告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第 1 項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について次のとおり報告があったので、同条第 4 項により公示する。

平成16年 7 月29日

茨城県知事 橋 本 昌

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜及び疑似患畜の区分 | 発生頭数 | 発 生 場 所 | 発生年月日           | 転 帰                               |
|----------|-------|-------------|------|---------|-----------------|-----------------------------------|
| ヨーネ病     | 牛     | 患 畜         | 1 頭  | 結城郡石下町  | 平成16年<br>7 月14日 | 家畜伝染病<br>予防法第17<br>条の規定に<br>より殺処分 |

~~~~~

県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定に基づき、県営友部地区土地改良事業につき計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 7 月29日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営友部地区土地改良事業（農村振興総合整備事業・農業用排水施設）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年 7 月30日から平成16年 8 月26日まで

3 縦覧の場所

水戸土地改良事務所

~~~~~

県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定に基づき、県営友部地区土地改良事業につき計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 7 月29日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営友部地区土地改良事業（農村振興総合整備事業・農業用道路）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年 7 月30日から平成16年 8 月26日まで

3 縦覧の場所

水戸土地改良事務所

~~~~~

県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営箱田東部地区土地改良事業（ほ場整備・一般型）につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 7 月29日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営箱田東部地区土地改良事業（ほ場整備・一般型）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年 7 月30日から平成16年 8 月26日まで

3 縦覧の場所

水戸土地改良事務所

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第 5 条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第 3 項の規定により公示する。

平成16年 7 月29日

茨城県知事 橋 本 昌

1 測 量 機 関 水戸市都市計画部地域整備課東前開発事務所

2 作業の種類 土地区画整理事業における画地出来形確認測量

3 作業期間 平成16年 7 月20日から平成17年 3 月15日まで

4 作業地域 水戸市東前町、大串町地内

建築基準法第86条の 2 第 1 項の規定による一団地の認定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の 2 第 6 項の規定により次のとおり公告する。

平成16年 7 月29日

茨城県知事 橋 本 昌

認定番号	認定年月日	申請者氏名	認定区域
建指指令 第 61 号	平成16年 7 月20日	岩井市長 石 塚 仁太郎	岩井市大字岩井下屋敷3489 - 2 他16筆

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成16年 7 月29日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡神栖町大字知手字太田270番12、同番13

2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡神栖町知手270 - 12

佐 藤 強

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水海道市高野町字高野北2175番 3

2 事業主の住所及び氏名

水海道市高野町2176 - 2

片 庭 良 朗

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡総和町大字女沼字東原270番 3 , 266番 1 , 267番 3

2 事業主の住所及び氏名

総和町大字女沼386

(株)影山倉庫

代表取締役 影 山 文 夫

道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

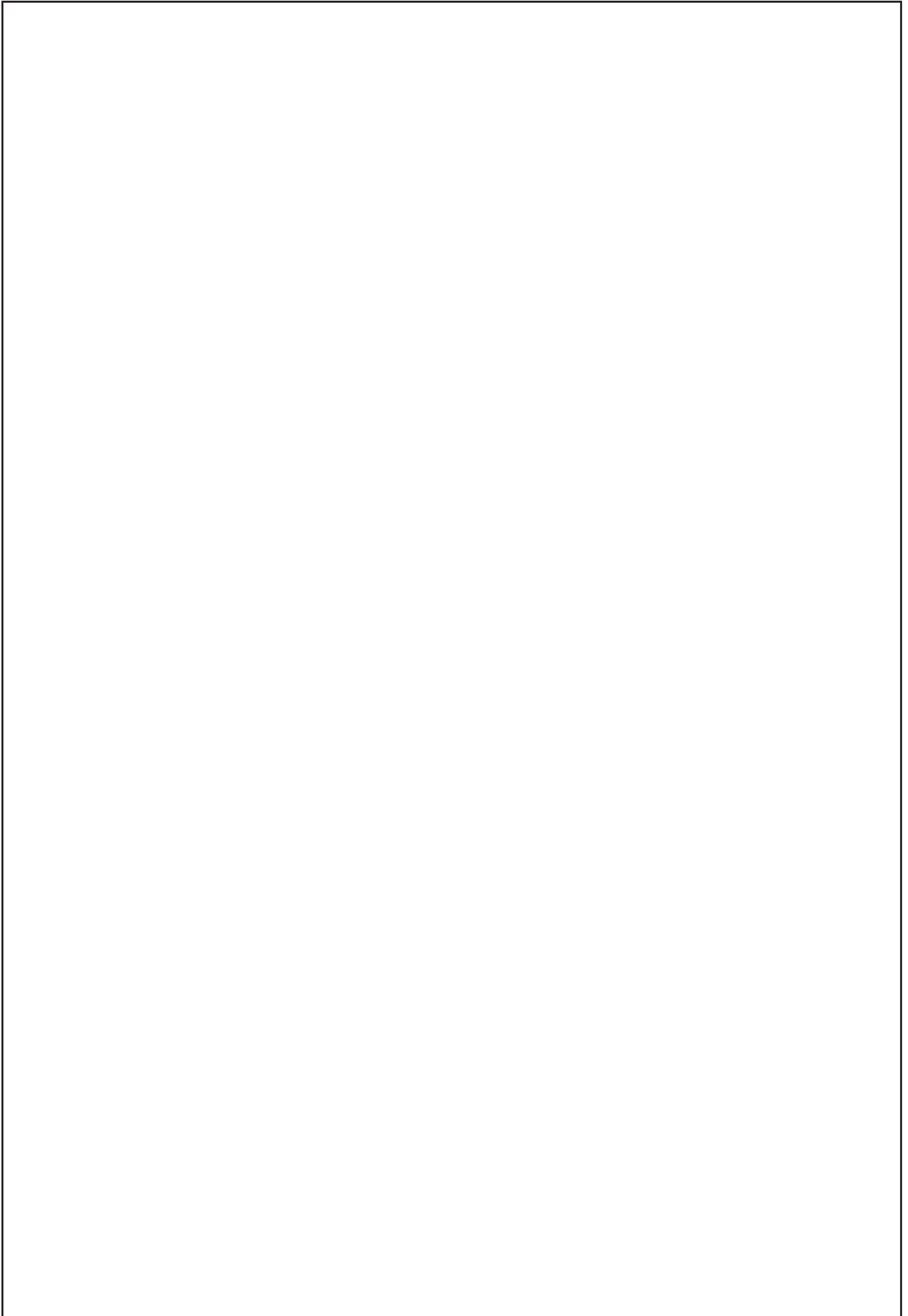
平成16年 7 月29日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
北総建指令 第 403 号	平成16年 7 月21日	株式会社 住研企画 代表取締役 綿引 康弘	那珂郡大宮町3101番 60	那珂郡大宮町字富士山 3275番15	メートル 6.00	メートル 33.25

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
南総建指令 第 462 号	平成16年 7 月16日	(株)三和開発 代 三輪 善夫	石岡市大字石岡2510 - 7	石岡市総社一丁目274 - 3	メートル 6.05	メートル 43.83

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
西総建指令 第 528 号	平成16年 7 月20日	株式会社 境ホーム 代表取締役 半村 正幸	猿島郡境町163番 3	猿島郡三和町大字諸川 字柏木986番 3 , 同番 4	メートル 5.30	メートル 34.95



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)